

● 有識者会議 最終報告書(たたき台)9つの論点について ●

昨年12月から行われている「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」も10月27日の開催で13回目を迎え、最終報告書(たたき台)が発表されました。まだ確定されておらず、今後変更される内容が出てくるかもしれませんが、現時点の論点9つについて情報までとしてお伝えいたします。

① 新制度及び特定技能制度の位置付けと関係性等

- 現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設。
- 基本的に3年の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成。
- 特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続。
※現行の企業単独型技能実習のうち、新制度の趣旨・目的に沿うものは適正化を図った上で引き続き実施し、沿わないものは、新制度とは別の枠組みでの受入れを検討。

② 新制度の受入れ対象分野や人材育成機能の在り方

- 受入れ対象分野は、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定。
※国内における就労を通じた人材育成になじまない分野は対象外。
- 従事できる業務の範囲は、特定技能の業務区分と同一とし、「主たる技能」を定めて育成・評価(1年経過・育成終了時までには試験を義務付け)。
- 季節性のある分野等で、業務の実情に応じた受入れ・勤務形態を認める。【P】

③ 受入れ見込数の設定等の在り方

- 特定技能制度の考え方と同様、新制度でも受入れ分野ごとに受入れ見込数を設定(受入れの上限数として運用)。
- 受入れ見込数や対象分野は経済情勢等の変化に応じて適時・適切に変更。試験レベルの評価等と合わせ、有識者等で構成する会議体の意見を踏まえ政府が判断。

④ 新制度での転籍の在り方

- 「やむを得ない場合」の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続を柔軟化。
- これに加え、以下を条件に本人の意向による転籍も認める。
→ 人材育成等の観点から、一定要件(同一機関での就労が1年超/技能検定基礎級合格・日本語能力A1相当以上(日本語能力試験N5合格等)/転籍先機関の転籍者数等【P】)を設け、同一業務区分内に限る。
→ 転籍前機関の初期費用負担につき、不平等が生じないための措置を講じる。
- 監理団体・ハローワーク・技能実習機構等による転籍支援を実施。
- 育成終了前に帰国した者につき、それまでの新制度による滞在が2年以下の場合、前回育成時と異なる分野・業務区分での再入国を認める。
- 試験合格率等を受入れ機関・監理団体の許可・優良認定の指標に。

⑤ 監理・支援・保護の在り方

- 技能実習機構の監督指導・支援保護機能や労働基準監督署・出入国在留管理庁との連携等を強化し、特定技能外国人への相談援助業務を追加。
- 監理団体の許可要件厳格化。
→ 監理団体と受入れ機関を兼職する役職員の関与の制限/外部監視の強化/職員の配置、財政基盤、相談対応体制等の厳格化。
※優良監理団体については、手続簡素化といった優遇措置。
- 受入れ企業につき、支援体制、分野別協議会への加入等、要件を適正化。

⑥ 特定技能制度の適正化方策

- 新制度から特定技能1号への移行は、以下を条件。
① 技能検定3級等又は特定技能1号評価試験合格
② 日本語能力A2相当以上(日本語能力試験N4合格等)
※当分の間は相当講習受講も可
- 試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。
- 支援業務の委託先を登録支援機関に限定し、人員配置等の登録要件を厳格化/キャリア形成も支援。
- 育成途中の特定技能1号への移行は本人意向の転籍要件と併せて検討。【P】

⑦ 国・自治体の役割

- 入管、機構、労基署等が連携し、不適正な受入れ・雇用を排除。
- 送出国と連携し、不適正な送出機関を排除。
- 業所管省庁と業界団体が連携、受入れガイドライン・プログラム策定等。
- 日本語教育機関を適正化し、日本語学習の質を向上。
- 自治体において、相談窓口の整備、生活環境整備の取組を推進。

⑧ 送出機関及び送出しの在り方

- 二国間取決め(MOC)により送出機関の取締りを強化。
- 送出機関・受入れ機関の情報の透明性を高め、送出国間の競争を促進。
- 支払手数料を抑え、外国人と受入れ機関が適切に分担する仕組みを導入。

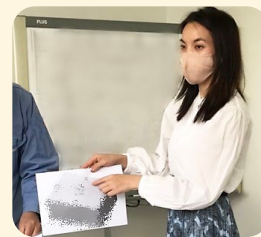
⑨ 日本語能力の向上方策

- 継続的な学習による段階的な日本語能力向上。
※就労開始前にA1相当以上(日本語能力試験N5合格等)又は相当講習受講(特定技能1号移行時にA2相当以上/N4合格等)当分の間は相当講習受講も可(特定技能2号移行時にB1相当以上(N3合格等))
- 日本語支援に取り組んでいることを優良受入れ機関の認定要件に。
- 日本語教育機関認定法の仕組みを活用し、教育の質の向上を図る。



カスタマーサポート(CS)のお仕事紹介

組合のカスタマーサポート(CS)担当。
 実は実習生たちの通訳だけをしているのではありません。
 今日はカスタマーサポートが
 普段どのようなお仕事をしているのか一部紹介します。



実習生の相談

来日したての実習生にとって、カスタマーサポートはお姉さん、お兄さんの存在。分からないこと、悩み事などはもちろん、些細なこともベテランカスタマーサポートが常に寄り添って対応します。時にやさしく、時に厳しく指導をしています。

賃金台帳 チェック

毎日カスタマーサポートが実習生1人1人の賃金台帳を細かくチェックしています。変形労働制を導入している企業様でも残業時間は月42時間を超えてないか、機構に提出している支援計画とズレはないか、是正するところは企業様に連絡します。

Facebookの チェック

Facebookの写真から実習生の生活や、ネットワークをうかがうことができます。また投稿した写真がコンプライアンスに違反していないか、企業のルールを破っていないかカスタマーサポートがチェックをしています。

日本語学習 資料提供

日本語検定を受験する際、カスタマーサポートが日本語学習資料を提供しています。マンツーマン授業とはいきませんが、提供された資料で勉強をし、上の級に合格する実習生がたくさんいます。

組合公式SNS

カスタマーサポートの活動や広報活動などを掲載しています。是非フォローお願いします!!

Follow me!



facebook



Instagram

技能実習生受け入れを検討中の企業様をご紹介ください

特定技能の受け入れのご相談も承っております。

- 「技能実習」+「特定技能」で最長10年の外国人材の受け入れが可能です。
 「一般監理団体(技能実習)」「登録支援機関(特定技能)」の弊組合にお任せください。
 ●ご希望の日時・場所へご説明にお伺いします。●定期的にセミナーも開催しております。
 (事業地区:東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県・静岡県・新潟県・福島県・山形県・秋田県・宮城県・岩手県・青森県)